

労働基準法

【演習 1】 次の文中の の部分を適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

使用者は、7月31日の終了をもって労働者を解雇するため、同月20日に解雇の予告をする場合には、当該労働者に対し、平均賃金の 日分以上の解雇予告手当を支払わなければならない。

【演習 2】 次の記述について、正しいければ○、誤っていれば×を記入せよ。

使用者は、妊娠85日目に流産した女性が労働基準法第65条第2項の規定に基づいて休業する期間及びその後30日間は、やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合を除き、当該女性を解雇することができない。

(答)

労働基準法

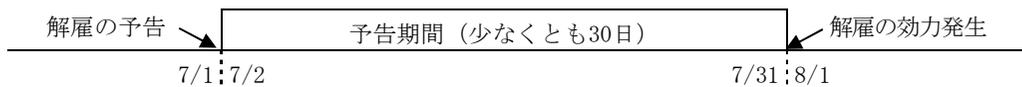
【解答 1】

<答え> 19 (法20条2項)

<解説>

- ・ 解雇の予告期間の計算については、予告をした日は含まないこととされており、解雇の予告をした日から解雇の効力が発生する日までの間に少なくとも中30日の予告期間が必要である。また、この予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合には、その日数を短縮することができる。

7月31日の終了をもって労働者を解雇する（翌8月1日に解雇の効力を発生させる）場合には、少なくとも7月2日から7月31日までの30日間が予告期間となるよう、遅くとも7月1日には解雇の予告をしなければならない。



なお、設問の場合には、7月20日に解雇の予告をしたので、その翌日（7月21日）から7月31日までの日数が11日であり、予告期間30日に満たない分として19日分（30日－11日＝19日）以上の解雇予告手当を支払わなければならない。



【解答 2】

<答え> ○ (法19条1項、法65条2項、昭和23. 12. 23基発1885号)

<解説>

妊娠4箇月(1箇月28日として計算し、 $28日 \times 3 + 1日 = 85日$)以上の分娩は、正常分娩に限らず、早産、流産、死産も出産の範囲に含まれるので、妊娠85日目に流産した場合には、その後8週間は、原則として当該女性を就業させてはならない産後休業期間にあたる。また、産前産後休業する期間及びその後30日間は解雇制限期間であるから、設問の女性についても、産後休業する期間及びその後30日間は、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合を除き、解雇することができない。

【解答 3】

<答え> 1,000 (法26条、昭和27. 8. 7基収3445号)

<解説>

設問の場合には、その日の賃金として支払われる額(5,000円)が平均賃金(10,000円)の100分の60(6,000円)に満たないため、その差額である1,000円以上の額を休業手当として支払わなければならない。

